

3. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 確定した判決の概要

被告小楠昭彦は、原告ACリアルエステイトに対し、331,528,265円及びこれに対する平成27年3月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5. 今後の見通し

本件判決の確定が当社グループの業績に与える影響等につきましては、精査中ではありますが、本件に関して今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

当社グループは、今後も継続的にコンプライアンスの向上に取り組んでまいります。

以 上